daily コラム

2024年12月11日(水)

〒308-0842　茨城県筑西市一本松 624-3
税理士法人和敬会筑西事務所　TEL 0296-22-3689　FAX 0296-25-0627
Email tfc@wakei-kai.com

年金と税制

老齢年金は課税、障害・遺族年金は非課税

公的年金給付は受給権者の生活の安定のため、支給を受けた金額が租税等の課税対象とならぬよう課税対象から外されています。ただし例外的に老齢年金は課税対象とされています。これは、老齢への備えとして保険料納付実績に比例した給付であり、一種の貯蓄的な性格や給与の後払い的な性格があること、保険加入中に被保険者として納付した保険料は社会保険料控除として拠出段階ですでに非課税であること等を勘案したものとされています。

障害年金と遺族年金はあらかじめ発生を予期できないリスクに対応して給付を行うもので非課税とされています。

公的年金は公的年金控除の対象

公的年金等の収入は雑所得に区分され、公的年金等控除額を差し引いて、所得金額を計算します。公的年金控除の額は定額控除 40 万円と定率控除（50 万円を差し引いた後の年金の収入に応じて、25%、15%、5%と段階的に減少）を合計し、合計額と最低保障額（国民年金基金、65 歳以上は 110 万円、65 歳未満は 60 万円）の大きい方の額になります。

公的年金控除は基礎年金、厚生年金、厚生年金基金、国民年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金(企業型･個人型 iDeCo)等が対象です。

老齢年金でも一定額以下は非課税

単身者で公的年金控除の最低保障額 110 万円と基礎控除 48 万円に支払った医療保険料、介護保険料等の社会保険料控除を加えた額が所得年金収入 158 万円に社会保険料の額を加えた額以下の場合は、課税所得がないので所得税は非課税になります。

住民税を見ると公的年金等控除最低保障額 110 万円を差し引いた額が均等割り非課税基準以下の場合は非課税です。非課税基準は自治体により異なりますが、東京 23 区や指定都市の基準は同じです。

年金に所得税がかかる場合は、日本年金機構が年金支給額から所得税を源泉徴収して国に納付します。公的年金等以外の所得が 20 万円を超える場合や公的年金等の収入が 400 万円を超える場合は確定申告が必要です。